

町内会費の口座引き落としについて

令和6年度後期、町内会費の「口座引き落とし」を、原則6か月分4,200円（10月から3月まで分）を、11月11日に引き落としを致しますので事前にお知らせいたします。

（再引き落とし日は11月20日、1回のみです）

今回、新規で口座引き落とし希望の方は町内会館に備え付けの「自動払込利用申込書」に必要事項を記入し、郵便局の窓口で令和6年10月20日までに申し込みをして下さい。

10月末迄に手続きが完了しない場合、令和6年度の後期町内会費は集金扱いとなり、口座引き落としは翌年度の前期から（5月10日引き落とし）となります。

（金融機関は郵便局のみです。郵便局で申し込み後、町内会に申込の通知が届くまでに10日から2週間かかります。）

----- 〈郵貯の口座がなく、新規で口座開設をする場合〉 -----

【注意事項】

○申込は名義人本人のみです。（代理人、委任状等は不可です）

○申込時、写真付きの身分証明書が必要です。

（免許証、マイナンバーカード、運転経歴証明書など）

○写真付でない公的証明書、例えば「各種健康保険証」の場合はや年金手帳などの追加証明書が必要になります。他に「納税証明書、児童扶養手当証書」

○近くの郵便局とは、札幌平岡、札幌イオン、札幌平岡公園、大谷地東の各郵便局です。上記以外の郵便局での新規通帳の申込は原則断られます。

【不明な点等について】

町内会館（884-5566）へ昼12時迄にご連絡をください。

（午後是不在です）

詳細は役員が別途ご説明致します。